

件名	亀山市税外収入金に対する督促 手数料及び過料に関する条例の 一部を改正する条例	財 務 部 納 税 室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>現在、市の債権を納期限後に納付する場合、延滞金等の取扱いが、それぞれの債権で異なっており、市税等は亀山市税条例等に基づき延滞金を課しますが、税外収入金（地方自治法第231条の3第1項に定める分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入をいう。以下同じ。）は本条例に基づき督促手数料を課すこととなっています。</p> <p>督促手数料は、督促状を発送する際に手数料として一定額を加算するものであることに対し、延滞金は、納付が遅れるほど加算する金額が大きくなるものであるため、納期内の納付だけでなく納期限を過ぎた債権に対して早期の納付を促す効果があります。</p> <p>このことから、納付義務者間の公平性を確保するとともに、市税等との整合性を図ることにより債権事務の合理化・効率化を進めるために、税外収入金について督促手数料に代えて延滞金を徴収するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 題名を「亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例」に改めることとします。 < 題名関係 ></p> <p>(2) 税外収入金を納期限までに納付しない納付義務者から督促手数料を徴収することに代え、今後は、納付義務者が納期限後に税外収入金を納付する場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額を加算して納付しなければならないこととします。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金額を減額し、又は免除することができることとします。 < 第4条関係 ></p> <p>(3) 当分の間、延滞金の割合に特例を設けることとします。 < 附則関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

(2) この条例の施行の日前に納期限を過ぎた税外収入金に対する延滞金額の計算については、「その納期限の翌日から」ではなく、「平成 2 7 年 4 月 1 日から」とする経過措置を定めます。

(参考)

本条例の対象となる主な市の債権

- ・ 保育所保護者負担金
- ・ 公共下水道使用料
- ・ 幼稚園保育料
- ・ 農業集落排水施設使用料

亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第37号

亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部を改正する条例

亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例（平成17年亀山市条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例

第1条中「督促手数料」を「延滞金」に改める。

第4条を次のように改める。

（延滞金）

第4条 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入（以下「税外収入金」という。）の納付義務者は、納期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 4 市長は、税外収入金の納付義務者が納期限までにその税外収入金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に納期限の経過した税外収入金に対する改正後の第4条の適用については、同条中「その納期限の翌日」とあるのは、「平成27年4月1日」と読み替えるものとする。